

核兵器禁止条約(抜粋、明治大学法学部兼任講師の山田寿則氏による仮訳をもとに作成)

この条約の締約国は、

国際連合憲章の目的及び原則の実現に貢献することを決意し、

核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の帰結を深く憂慮し、その結果として核兵器が完全に廃絶されることが必要であり、これがいかなる場合にも核兵器が決して再び使用されないことを保証する唯一の方法であり続けていることを認識し、

偶発的、誤算によるまたは意図的な核兵器の爆発による危険を含め、核兵器が継続的に存在することによりもたらされる危険に留意し、これらの危険はすべての人類の安全に関わり、すべての国が核兵器のあらゆる使用を防止する責任を共有していることを強調し、

核兵器の壊滅的な帰結は、適切に対処できないものであり、国境を越えること、人類の生存、環境、社会経済的な発展、世界経済、食料安全保障及び現在と将来の世代の健康に重大な影響を与えること、電離放射線の結果としての影響を含め女性及び少女に対して不均衡に大きな影響を及ぼすことを認識し、

(中略)

核兵器の使用の被害者(ヒバクシャ)及び核兵器の実験により影響を受けた人々にもたらされた受け入れがたい苦しみと損害に留意し、

核兵器活動が先住民に対して不均衡に大きな影響を及ぼすことを認識し、

すべての国がいかなる時も国際人道法及び国際人権法を含む適用可能な国際法を遵守する必要があることを再確認し、

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、区別の規則、無差別攻撃の禁止、攻撃の際の均衡性と予防措置の規則、その性質上過度の傷害または無用の苦痛を与える兵器の使用禁止及び自然環境保護の規則に立脚し、

核兵器のいかなる使用も武力紛争に適用される国際法の規則、特に国際人道法の原則及び規則に違反するであろうことを考慮し、

また、核兵器のいかなる使用も人道の諸原則及び公共の良心の責務に反するであろうことを再確認し、

国は、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないこと、並びに国際の平和と安全の確立及び維持は、世界の人的及び経済的資源の軍備への転用を最も少なくすることによって促進されるべきことを想起し、

また、1946年1月24日に採択された国際連合総会第1号決議およびその後の核兵器の廃絶を求める諸決議を想起し、

核軍備撤廃の進展が緩慢であること、軍事上及び安全保障上の概念、ドクトリン及び政策において核兵器への依存が続いていること、並びに核兵器の生産、維持及び近代化の計画のために経済的及び人的資源を浪費していることを憂慮し、

核兵器の法的拘束力のある禁止は、核兵器の不可逆的で、検証可能で、かつ透明性のある廃絶を含む、核兵器のない世界の達成と維持に向けた重要な貢献となることを認識し、この目的に向けて行動することを決意し、

(中略)

女性と男性の双方による平等、完全かつ効果的な参加は、持続可能な平和及び安全の促進と達成にとって不可欠な要素であることを認識し、女性の核軍備撤廃への効果的な参加を支援し強化することを約束し、

(中略)

核兵器の完全廃絶への呼びかけに示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、その目的のために国際連合、国際赤十字・赤新月運動、その他の国際的機関及び地域的機関、非政府組織、宗教指導者、国会議員、学術研究者、及びヒバクシャが行っている努力を認識し、

次のとおり協定した。

第1条(禁止)

1. 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(a)核兵器またはその他の核爆発装置を開発し、実験し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、保有しまたは貯蔵すること。

(b)いかなる核兵器またはその他の核爆発装置またはその管理をいずれかの受領者に対して直接または間接に移譲すること。

(c)核兵器またはその他の核爆発装置またはその管理を直接または間接に受領すること。

(d)核兵器またはその他の核爆発装置を使用し、またはその使用の威嚇をすること。

(e)この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、いかなる様態によるかを問わず、援助し、奨励し、または勧誘すること。

(f)この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者から、いかなる様態によるかを問わず、いずれかの援助を求めると又は受けること。

(g)自国の領域又は自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器またはその他の核爆発装置を配置し、設置しまたは配備することを許可すること。

第4条(核兵器の全面的廃絶に向けて)

1. (核兵器を廃棄して条約に加盟する方法)

2. 第1条(a)にかかわらず、核兵器またはその他の核爆発装置を所有し、保有しまたは管理している締約国は、直ちにその核兵器またはその他の核爆発装置を運用態勢から撤去し、可及的速やかにかつ第1回締約国会議で決定される期日までに、すべての核兵器関連施設の廃棄または不可逆的な転換を含む当該締約国の核兵器計画を検証を伴いつつ不可逆的に廃棄するための法的な拘束力を有し期限を有する計画に従い、その核兵器またはその他の核爆発装置を廃棄する。当該締約国は、この条約が自国につき効力を生じた後60日以内に、この計画を全締約国または全締約国が指定する権限を有する国際機関に提出する。その後、この計画はこの権限を有する国際機関と交渉され、同機関は後に、締約国会議または再検討会議のいずれか先に開催される方に、手続規則に基づく承認のために、この計画を提出する。

4. 第1条(b)及び(g)にかかわらず、自国の領域又は自国の管轄もしくは管理の下にある場所に、他の国が所有し、保有しまたは管理する核兵器またはその他の核爆発装置が存在する締約国は、可及的速やかにかつ第1回締約国会議で決定される期日までに、それらの兵器の速やかな撤去を確保する。これらの核兵器またはその他の核爆発装置の撤去に際して、当該締約国はこの条に基づく自国の義務の履行を完了したとする申告を、国際連合事務総長に提出する。

第6条(被害者に対する援助及び環境の回復)

1. 締約国は、核兵器の使用または実験により影響を受けた自国の管轄の下にある個人について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含め、年齢及びジェンダーに配慮した支援を差別なく、適切に提供し、並びにこうした人々が社会的及び経済的に包容されるようにする。

2. 締約国は、核兵器またはその他の核爆発装置の実験または使用に関係する活動の結果として汚染された自国の管轄または管理の下にある地域に関して、汚染された地域の環境の回復に向けた必要かつ適切な措置をとる。

第7条(国際協力および援助)

6. 国際法に基づき負う他の責務または義務に影響を与えることなく、核兵器またはその他の核爆発装置を使用し又は実験した締約国は、被害者の援助及び環境の回復を目的として、影響を受けた締約国に対して適切な援助を提供する責任を有する。

第15条(効力発生)

1. この条約は、50番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後90日で効力を生ずる。